

憲法第96条改正に反対する会長声明

憲法は、国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利であると定めており（憲法11条）、憲法の最高法規性を宣言している（憲法98条）。また、たとえ民主的に選ばれた国家権力であっても権力が濫用されるおそれがあるので、その濫用を防止するために国家権力に縛りをつけるのが憲法の重要な役割といえる（立憲主義）。

そして、憲法第96条は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めている。即ち、憲法が基本的人権を保障する国の最高法規であることに鑑み、通常法律制定よりも厳しい改正要件が定められたのである。

この点、安倍晋三首相は、本年1月30日の国会答弁で、「党派ごとに異なる意見があるため、まずは多くの党派が主張している憲法第96条の改正に取り組む」旨を明言した。また、政党においても、自由民主党は、昨年4月に、日本国憲法改正草案を発表し、憲法第96条の改正規定を、衆参各院の総議員の過半数で発議ができるように変更しようとしている。日本維新の会も、第96条の憲法改正発議要件を各議院の3分の2以上から過半数に緩和することを提案している。

発議要件を総議員の3分の2以上から過半数に改正すると、多数党は簡単かつ頻繁に憲法改正案を発議できることになり、憲法の安定性を損なうこととなる。

しかも、現在の選挙制度の下では、たとえある政党が過半数の議席を得たとしても、小選挙区制によって大量の死票が発生するため、その得票率は5割には到底及ばない場合がありうる。現に2012年12月の衆議院

議員総選挙では、自由民主党は約6割の294議席を占めたが、有権者全体から見た得票率は3割にも満たないものであった。このようなことからすると、議員の過半数の賛成で憲法改正が発議できるということになれば、国民の3割の支持も受けていない議員により憲法改正案の発議がなされてしまうことになりかねない。このように、国会での発議要件を大幅に緩和することは、憲法改正については国会において大多数の議員の賛同を得られるだけの十分かつ慎重な審議を求めることにより厳格な立憲主義を貫こうとした日本国憲法の精神を没却し、国民の多数の支持を受けていない安易な憲法改正案の発議をも可能とすることとなってしまうおそれがある。

よって、当会は、憲法施行66周年の憲法記念日にあたり、憲法改正の発議要件を緩和しようとする憲法第96条改正提案には反対を表明するものである。

平成25（2013）年5月3日

宮崎県弁護士会

会長西田隆二